

公共調達 of 適正化について(財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

平成19年3月分 会計名[食糧管理特別会計]

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
平成18年産米穀売買取約 国内産米穀3,600トン	食糧管理特別会計支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島正明(東京都千代田区霞ヶ関1-2-1)	平成19年3月1日	全国農業協同組合連合会(東京都千代田区大手町1-8-3)	競争入札を実施したが落札せず、再度入札を行っても落札者がなかったことから、予決令第99条の2及び食糧管理特別会計法施行令第6条の2の6に該当するため。	-	894,810,000	-	-	
深川政府倉庫における賃借パレットの買取 21,557枚	食糧管理特別会計支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島正明(東京都千代田区霞ヶ関1-2-1)	平成19年3月15日	日本通運株式会社(東京都港区東新橋1-9-3)	平成19年度に政府倉庫で使用するパレットの調達については、検討の結果、現在相当数が賃借中(政府所有米を稼働中)の状況の下で、市場価格による契約の継続又は積替え費用を含む一般競争入札による賃借契約を新たに締結するより、賃借中のパレットを買取ることが政府にとって明らかに費用節減になると見込まれた。 このため、政府所有米穀が積まれている賃借パレットの所有者(賃借契約の相手方)が一業者に特定されていることから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、政府倉庫における賃借中のパレットを買取る売買契約を当該業者との間で締結した。	-	32,335,467	-	-	
立川政府倉庫における賃借パレットの買取 6,367枚	食糧管理特別会計支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島正明(東京都千代田区霞ヶ関1-2-1)	平成19年3月15日	日本通運株式会社(東京都港区東新橋1-9-3)	平成19年度に政府倉庫で使用するパレットの調達については、検討の結果、現在相当数が賃借中(政府所有米を稼働中)の状況の下で、市場価格による契約の継続又は積替え費用を含む一般競争入札による賃借契約を新たに締結するより、賃借中のパレットを買取ることが政府にとって明らかに費用節減になると見込まれた。 このため、政府所有米穀が積まれている賃借パレットの所有者(賃借契約の相手方)が一業者に特定されていることから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、政府倉庫における賃借中のパレットを買取る売買契約を当該業者との間で締結した。	-	9,550,490	-	-	
金沢政府倉庫における賃借パレットの買取 4,000枚	食糧管理特別会計支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島正明(東京都千代田区霞ヶ関1-2-1)	平成19年3月15日	日本通運株式会社(東京都港区東新橋1-9-3)	平成19年度に政府倉庫で使用するパレットの調達については、検討の結果、現在相当数が賃借中(政府所有米を稼働中)の状況の下で、市場価格による契約の継続又は積替え費用を含む一般競争入札による賃借契約を新たに締結するより、賃借中のパレットを買取ることが政府にとって明らかに費用節減になると見込まれた。 このため、政府所有米穀が積まれている賃借パレットの所有者(賃借契約の相手方)が一業者に特定されていることから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、政府倉庫における賃借中のパレットを買取る売買契約を当該業者との間で締結した。	-	5,999,994	-	-	

大江政府倉庫における賃借パレットの買取 9,890枚	食糧管理特別会計支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島正明(東京都千代田区霞ヶ関1-2-1)	平成19年3月15日	日本通運株式会社(東京都港区東新橋1-9-3)	平成19年度に政府倉庫で使用するパレットの調達については、検討の結果、現在相当数が賃借中(政府所有米を稼働中)の状況の下で、市場価格による契約の継続又は積替え費用を含む一般競争入札による賃貸借契約を新たに締結するより、賃借中のパレットを買取ることが政府にとって明らかに費用節減になると見込まれた。 このため、政府所有米穀が積まれている賃借パレットの所有者(賃貸借契約の相手方)が一業者に特定されていることから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、政府倉庫における賃借中のパレットを買取る売買契約を当該業者との間で締結した。	-	14,834,985	-	-	
茨木政府倉庫における賃借パレットの買取 13,900枚	食糧管理特別会計支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島正明(東京都千代田区霞ヶ関1-2-1)	平成19年3月15日	全国通運株式会社(東京都中央区八丁堀2-27-10)	平成19年度に政府倉庫で使用するパレットの調達については、検討の結果、現在相当数が賃借中(政府所有米を稼働中)の状況の下で、市場価格による契約の継続又は積替え費用を含む一般競争入札による賃貸借契約を新たに締結するより、賃借中のパレットを買取ることが政府にとって明らかに費用節減になると見込まれた。 このため、政府所有米穀が積まれている賃借パレットの所有者(賃貸借契約の相手方)が一業者に特定されていることから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、政府倉庫における賃借中のパレットを買取る売買契約を当該業者との間で締結した。	-	22,239,861	-	-	
岡山政府倉庫における賃借パレットの買取 1,885枚	食糧管理特別会計支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島正明(東京都千代田区霞ヶ関1-2-1)	平成19年3月15日	日本通運株式会社(東京都港区東新橋1-9-3)	平成19年度に政府倉庫で使用するパレットの調達については、検討の結果、現在相当数が賃借中(政府所有米を稼働中)の状況の下で、市場価格による契約の継続又は積替え費用を含む一般競争入札による賃貸借契約を新たに締結するより、賃借中のパレットを買取ることが政府にとって明らかに費用節減になると見込まれた。 このため、政府所有米穀が積まれている賃借パレットの所有者(賃貸借契約の相手方)が一業者に特定されていることから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、政府倉庫における賃借中のパレットを買取る売買契約を当該業者との間で締結した。	-	2,827,497	-	-	
広島政府倉庫における賃借パレットの買取 1,618枚	食糧管理特別会計支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島正明(東京都千代田区霞ヶ関1-2-1)	平成19年3月15日	日本通運株式会社(東京都港区東新橋1-9-3)	平成19年度に政府倉庫で使用するパレットの調達については、検討の結果、現在相当数が賃借中(政府所有米を稼働中)の状況の下で、市場価格による契約の継続又は積替え費用を含む一般競争入札による賃貸借契約を新たに締結するより、賃借中のパレットを買取ることが政府にとって明らかに費用節減になると見込まれた。 このため、政府所有米穀が積まれている賃借パレットの所有者(賃貸借契約の相手方)が一業者に特定されていることから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、政府倉庫における賃借中のパレットを買取る売買契約を当該業者との間で締結した。	-	2,426,997	-	-	

福岡政府倉庫における賃借パレットの買取 319枚	食糧管理特別会計支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島正明（東京都千代田区霞ヶ関1-2-1）	平成19年3月15日	日本通運株式会社（東京都港区東新橋1-9-3）	平成19年度に政府倉庫で使用するパレットの調達については、検討の結果、現在相当数が賃借中（政府所有米を積載中）の状況の下で、市場価格による契約の継続又は積替え費用を含む一般競争入札による賃貸借契約を新たに締結するより、賃借中のパレットを買取ることが政府にとって明らかに費用節減になると見込まれた。 このため、政府所有米穀が積まれている賃借パレットの所有者（賃貸借契約の相手方）が一業者に特定されていることから、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に基づき、政府倉庫における賃借中のパレットを買取る売買契約を当該業者との間で締結した。	-	478,499	-	-	
政府所有食糧及び農産物等寄託契約	食糧管理特別会計支出負担行為担当官 農林水産省総合食料局長 岡島正明（東京都千代田区霞ヶ関1-2-1）	平成19年3月2日	センコン物流株式会社（宮城県名取市下余田字中荷672番地の1）	予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第99条第8号に該当するため。	-	保管料（国内産米1期当たり単価6.31円/30kg等）及び倉庫特殊荷役賃（パレタイズ貨物入出庫654.00円/t等）	-	-	単価契約であるが、保管期間、数量等が定まらないため、年間予定金額が算出できない。（前年度実績：0千円）

（注1）公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

（注2）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。